

4) 伝統的な行事及び祭礼等の場等に及ぼす影響の程度

調査範囲全体の伝統的な行事及び祭礼等の場の分布状況を図-6.22.2.1.6 に示し、改変区域近傍の伝統的な行事及び祭礼等の場の分布状況を図-6.22.2.1.7 に示しました。

作業ヤードの改変区域内には図-6.22.2.1.7 に示すとおり、伝統的な行事及び祭礼等の場として利用されている「松田の浜」、「東松根前の浜」、「ハーリーの場」がありますが、これらの場は、作業ヤードの工事により改変され、消失することとなります。

資機材運搬車両等の運行ルートとなる国道 329 号及び工事用仮設道路の沿線には、図-6.22.2.1.6 及び図-6.22.2.1.7 に示すとおり、久志区の「按司川」や松田区の「アサギ」、「サンゴの石垣」等の伝統的な行事及び祭礼等の場がありますが、「6.3 騒音」及び「6.4 振動」の予測結果から、資機材運搬車両等の運行に伴い発生する騒音・振動の変化は小さく、騒音・振動による行事及び祭礼等の活動の変化や振動による損傷はないものと予測しました。

また、資機材運搬車両等の運行やそれに伴う交通量の変化により、運行ルート沿線の伝統的な行事及び祭礼等の場等へのアクセス状況の変化が考えられます。しかしながら、車両は主要道路（国道 329 号及び仮設道路）を通ること、事業の計画検討に当たり講じた環境保全措置として、必要に応じて、伝統行事や祭事を優先させ、行事及び祭事期間中は行事及び祭礼等の場への移動経路の確保及び交通安全対策を行うこととしています。また、伝統的な行事及び祭礼は主に地区内や村内の人達により行われるものがほとんどで、国道 329 号を利用して市外などから来訪する人は少ないと考えられます。以上のことから、伝統的な行事及び祭礼等の場等へのアクセス状況の変化は小さいものと予測しました。

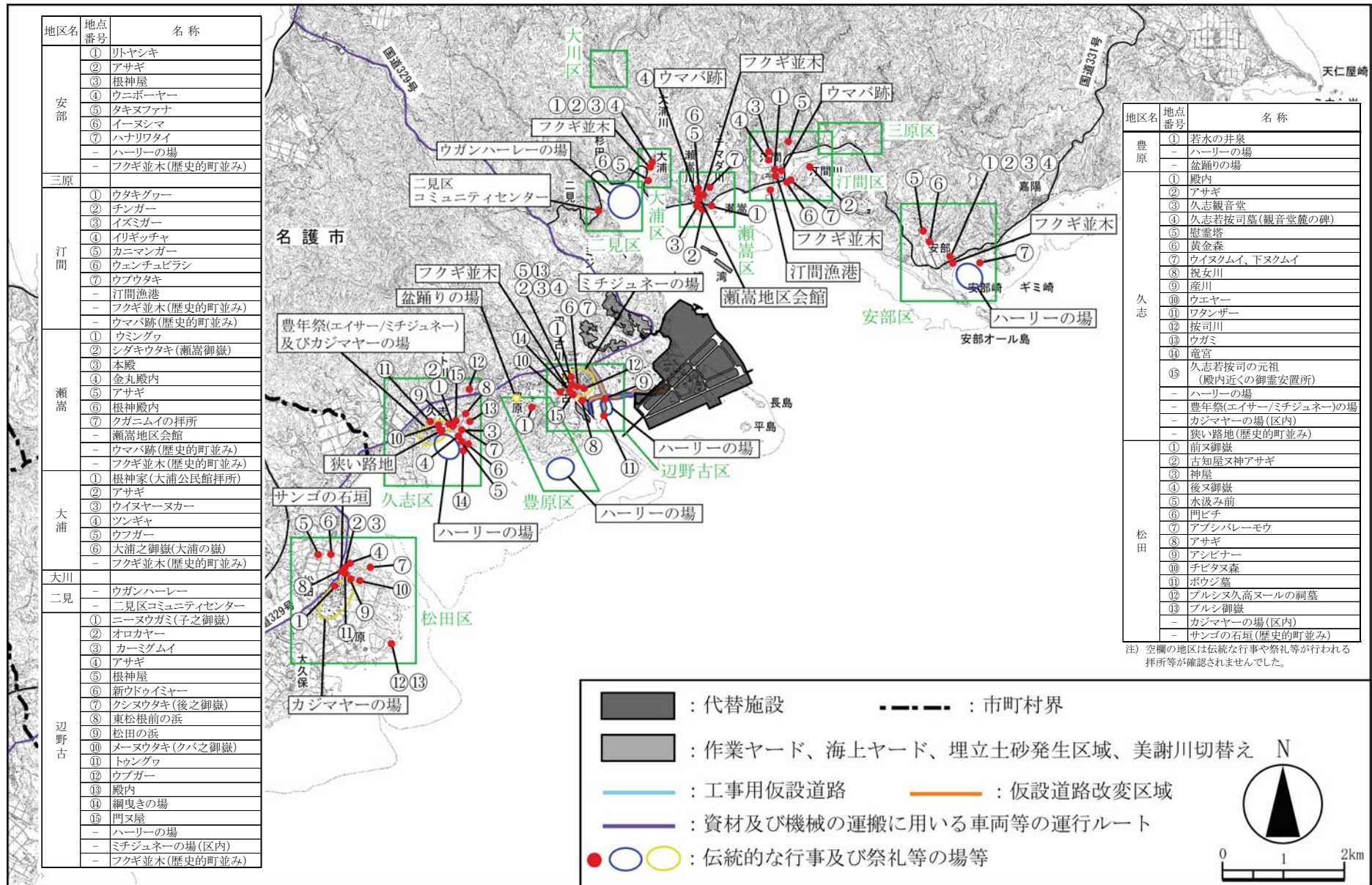


図-6. 22. 2. 1. 6 伝統的な行事及び祭礼等の場等の分布状況 (工事の実施時)

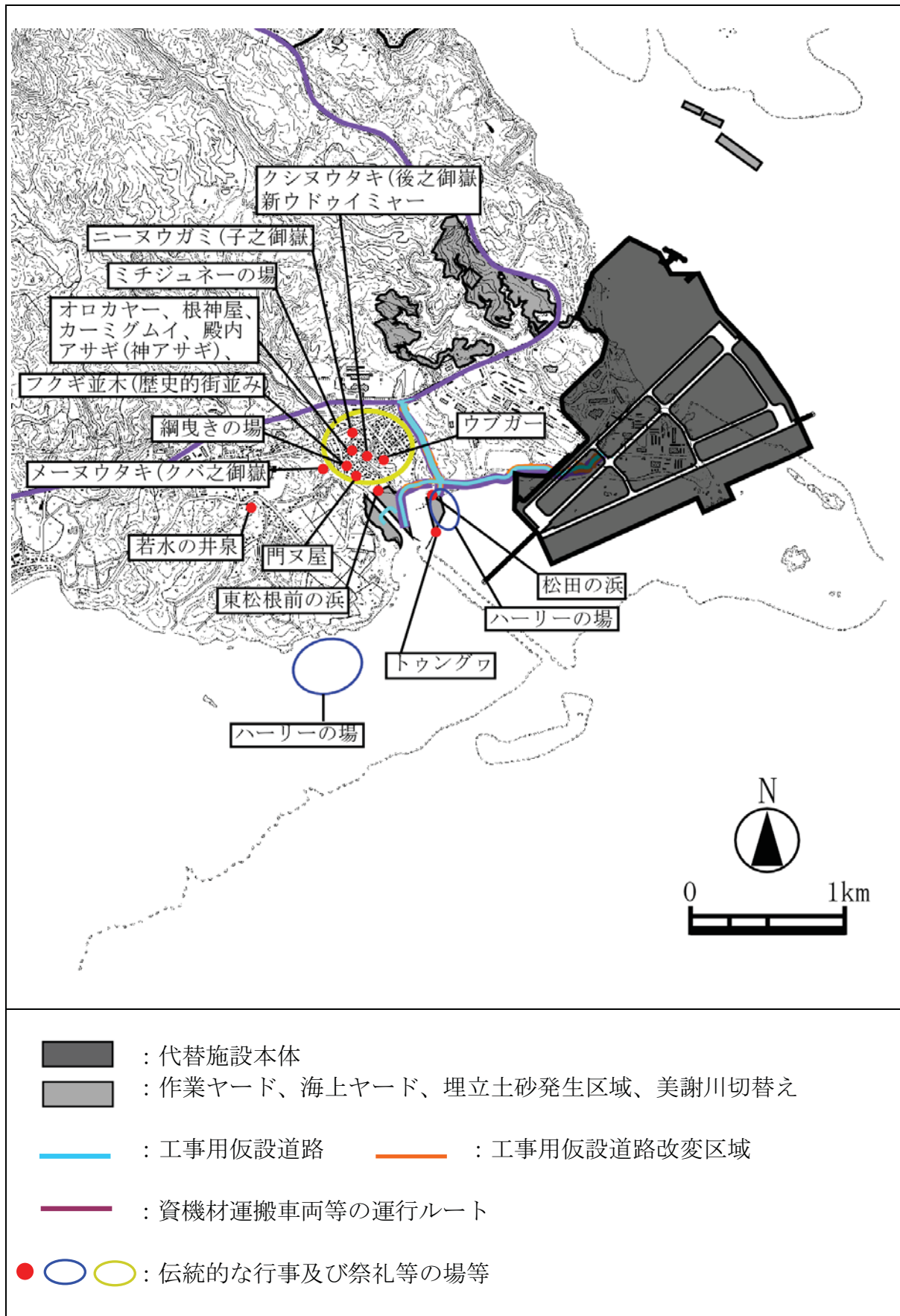


図-6. 22. 2. 1. 7 改変区域近傍の伝統的な行事及び祭礼等の場等の分布状況
(工事の実施時)

6. 22. 2. 2 施設等の存在及び供用

(1) 予測の概要

飛行場及びその施設の存在に伴うアクセス特性や景観の変化、航空機の飛行による騒音の発生により、歴史的・文化的環境（文化財等、埋蔵文化財包蔵地、御嶽や拝所等伝統的な行事及び祭礼等の場等）に係る利用状況等の変化が考えられることから、その変化の程度を予測しました。予測の概要は、表-6. 22. 2. 2. 1 に示すとおりです。

表-6. 22. 2. 2. 1 歴史的・文化的環境に係る予測の概要（存在及び供用時）

項目	内容
予測項目	歴史的・文化的環境 ・文化財等の状況に及ぼす影響の程度 ・埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響の程度 ・伝統的な行事及び祭礼等の場等に及ぼす影響の程度
影響要因	飛行場及びその施設の存在
予測範囲	調査地域のうち、文化財等及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて歴史的・文化的環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。
予測対象時期等	文化財等及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえて歴史的・文化的環境に係る環境影響を的確に把握できる時期としました。 なお、存在・供用時の予測対象時期は、飛行場及びその施設の存在時において、歴史的・文化的環境に係る影響を的確に把握できる時期としました。
予測の手法	文化財等及び埋蔵文化財包蔵地並びに歴史的街並み、御嶽や拝所等、伝統的な行事及び祭礼等の場等について、これらの分布の状況と事業の実施によるアクセス特性及び眺めの状態の変化、航空機の運航に伴い発生する航空機騒音等による歴史的・文化的環境の利用状況の変化について予測を行いました。

(2) 予測方法

文化財等及び埋蔵文化財包蔵地並びに歴史的街並み、御嶽や拝所等、伝統的な行事及び祭礼等の場等について、これらの分布の状況と事業の実施によるアクセス特性及び眺めの状態の変化、航空機の運航に伴い発生する航空機騒音等による歴史的・文化的環境の利用状況の変化について予測を行いました。

(3) 予測結果

1) 文化財等に及ぼす影響の程度

飛行場及びその施設、作業ヤード跡地に近接する文化財等は、図-6.22.2.2.1 に示すとおり、存在していないことから、施設の存在によるアクセス特性の変化はありません。また、飛行場及びその施設の遠方には「瀬嵩さんたち原のハル石」や「安部拝所のガジマル」などの文化財等がありますが、いずれの地点も事業実施区域方向への眺望はできないことから、活動を支えている環境の変化はなく、歴史的・文化的環境の変化はないものと予測しました。

2) 御嶽や拝所等に及ぼす影響の程度

飛行場及びその施設、作業ヤード跡地の周辺地域には図-6.22.2.2.2 に示すとおり、「後之御嶽」、「殿内」、「子之御嶽」などの御嶽や拝所等が存在しますが、施設の存在によるアクセス特性の変化はなく、また、ほとんどの地点において御嶽内から事業実施区域方向への眺望はできず、瀬嵩御嶽・大浦拝所など一部の御嶽については事業実施区域が一部眺望可能ではありますが、「6.20 景観」の予測結果から眺めの状況の変化は小さいことから、活動を支えている環境の変化はなく、歴史的・文化的環境の変化は小さいと予測しました。

3) 伝統的な行事及び祭礼等の場等に及ぼす影響の程度

現況においては図-6.22.2.2.3 及び図-6.22.2.2.4 に示すとおり、「松田の浜」、「東松根前の浜」、「ハーリーの場」などの伝統行事や祭礼等の場が作業ヤード跡地内に存在しています。「松田の浜」及び「東松根前の浜」、「ハーリーの場」については、「6.22.2.1 工事の実施」の項目で記載したとおり、移動することを含め周辺自治体等との協議を行います。

施設等の存在及び供用時には、「松田の浜」及び「東松根前の浜」、「ハーリーの場」の移動先は、「6.20 景観」の予測結果から、作業ヤード跡地の存在により眺めの状況が変化し、伝統行事や祭礼等の場を支える環境も変化するものと考えられます。

また、航空機の運航により「トゥングワ」や「ハーリーの場」「松田の浜」（辺野古区・豊原区）の伝統行事や祭礼等の場について、「6.3 騒音」の予測結果から、現在の所在地及び移動先において航空機の運航に伴う航空機騒音が WECPNL 値で 70 以上となる可能性があることから、伝統行事や祭礼等の場を支える環境が変化するものと考えられました。

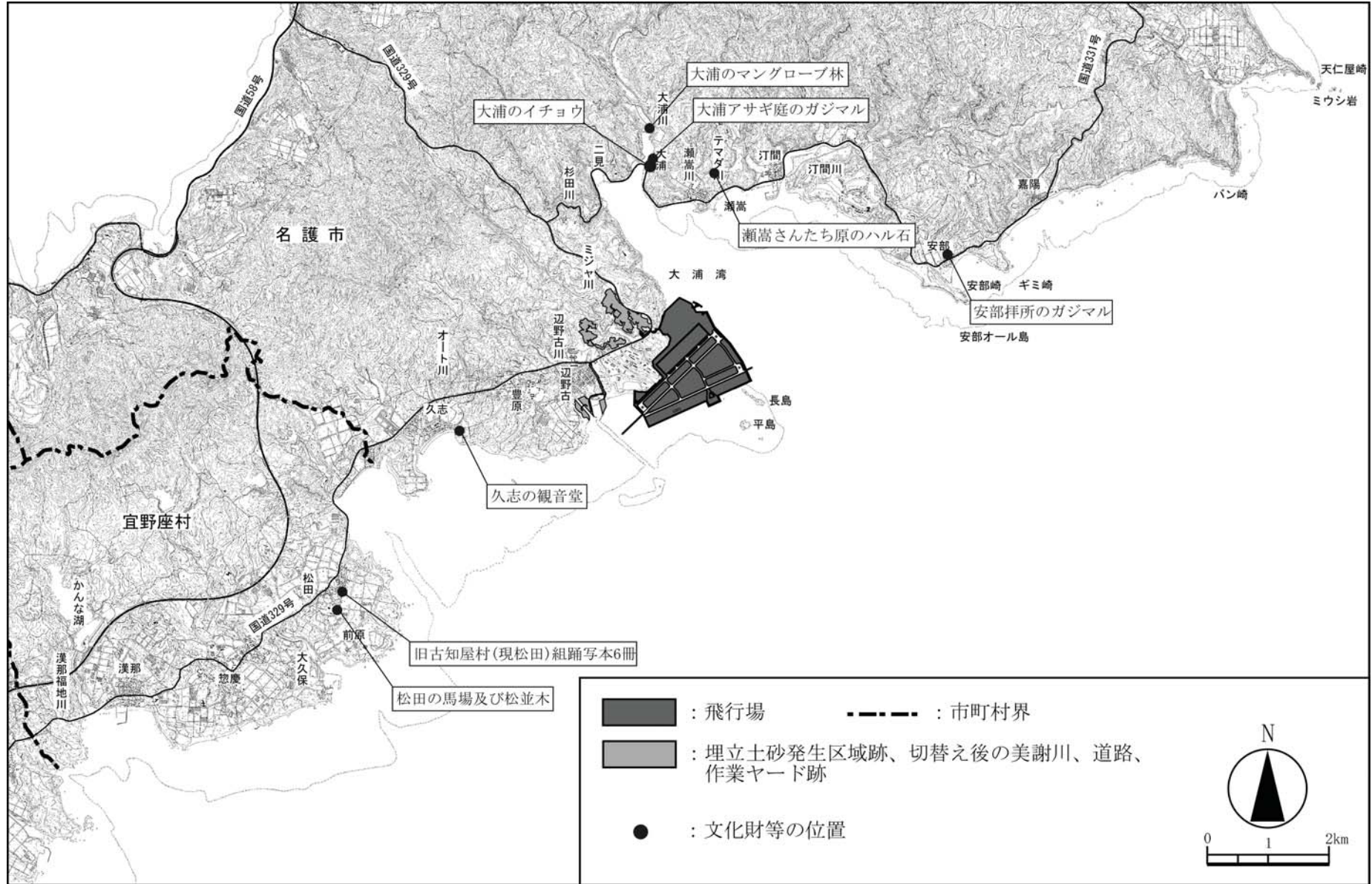


図-6. 22. 2. 2. 1 文化財等の分布状況 (存在時)

資料：平成 19 年度版 文化行政要覧 (平成 19 年 12 月 沖縄県教育委員会)

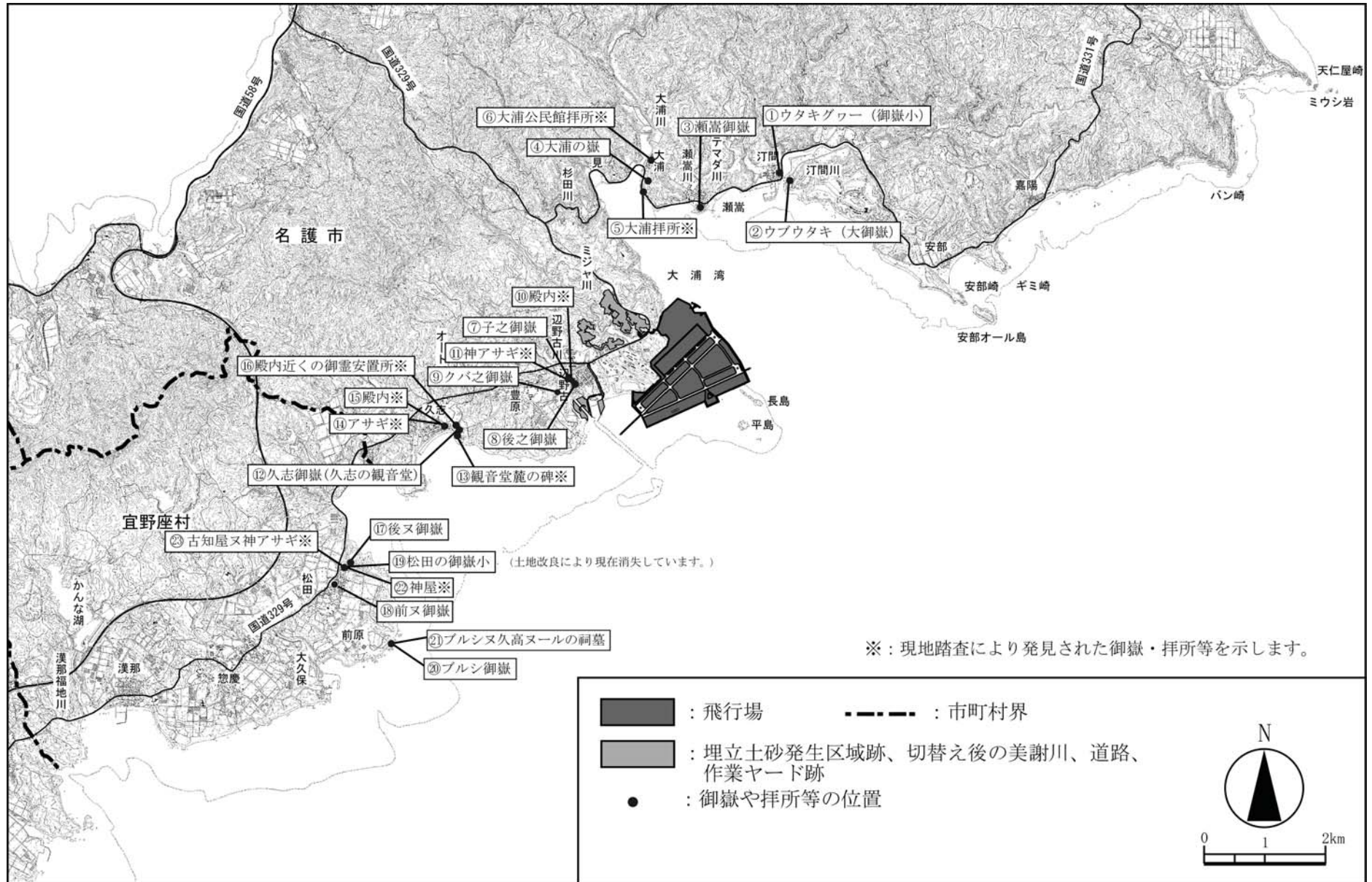


図-6. 22. 2. 2. 2 御嶽・拝所等の分布状況 (存在時)

資料：「土地保全図 (御嶽の分布)」(平成6年 沖縄県)、現地踏査により発見された御嶽・拝所等を含みます。

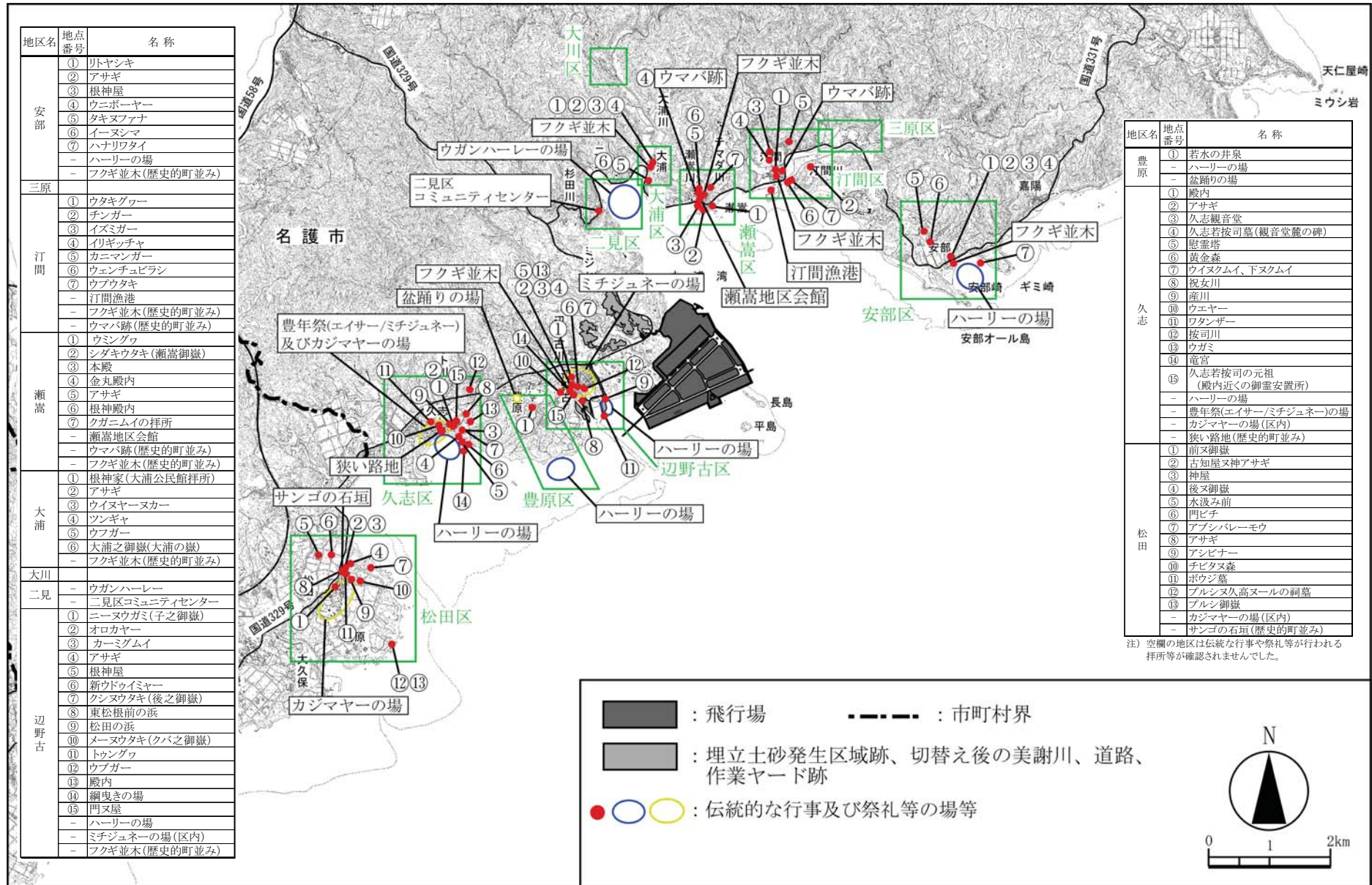


図-6. 22. 2. 2. 3 伝統的な行事及び祭礼等の場等の分布状況 (存在時)

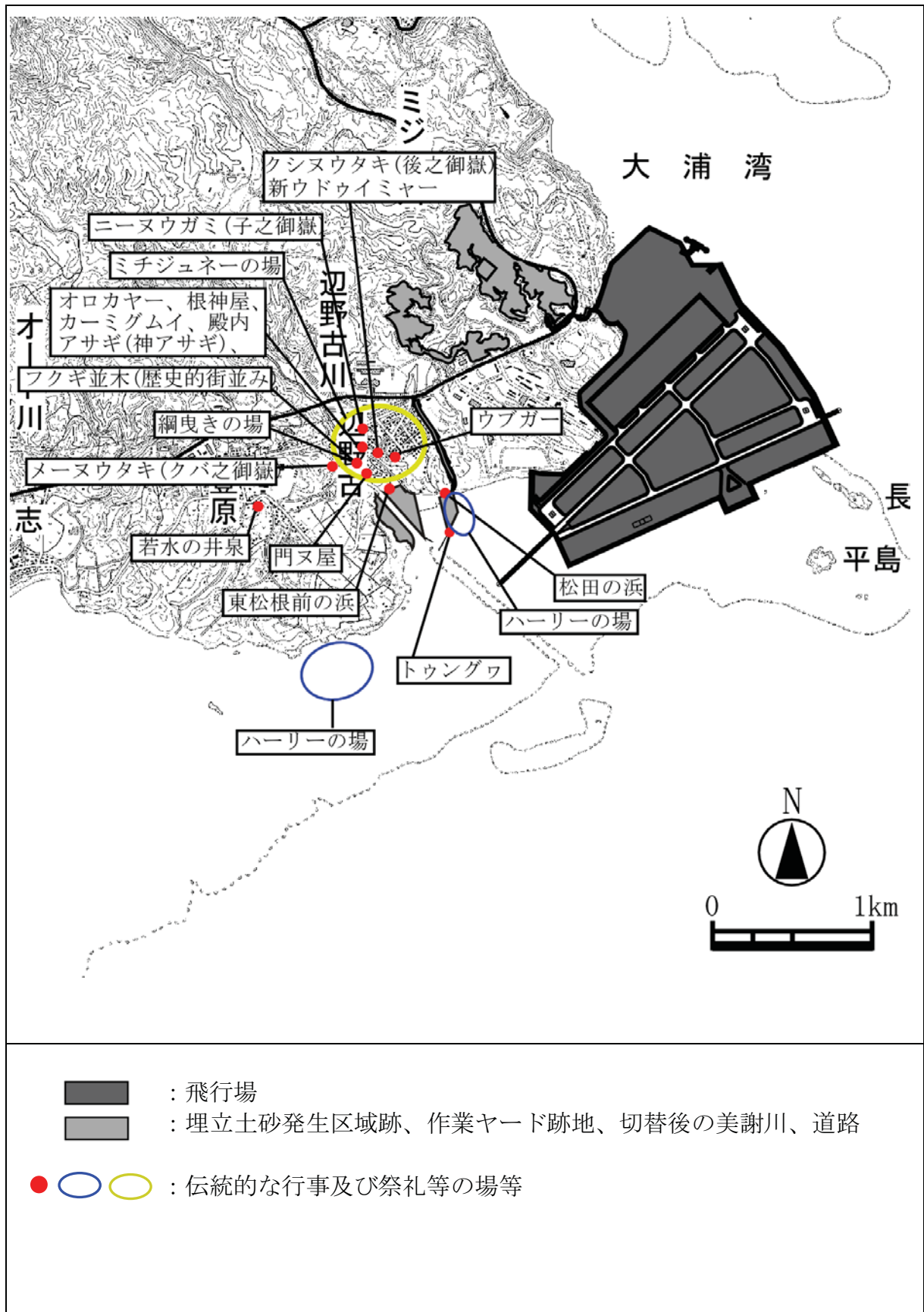


図-6.22.2.2.4 飛行場及びその施設近傍の伝統的な行事及び祭礼等の場等の分布状況（存在時）

6.22.3 評価

6.22.3.1 工事の実施

(1) 環境影響の回避・低減に係る評価

1) 環境保全措置の検討

工事の実施時においては、既に以下に示す環境保全措置を講じることとしています。

- ・代替施設本体区域内に分布する埋蔵文化財包蔵地及び今後造成工事等により新たに遺跡等が確認された場合、法令に基づき、名護市教育委員会と協議の上、記録保存等の適切な対策を講じることとします。
- ・資材及び機械の運搬に用いる車両等の運行において、工事用仮設道路への遮音壁の設置、速度制限や運行管理など、適切な対策を講じます。
- ・建設機械は低騒音型を積極的に導入し、整備不良に起因する振動の防止に努めます。
- ・資材及び機械の運搬に用いる車両等の運行は、必要に応じて、伝統行事や祭事を優先させ、行事及び祭事期間中は行事及び祭礼等の場への移動経路の確保及び交通安全対策を行います。

上記の環境保全措置を予測の前提として検討した結果、「松田の浜」、「東松根前の浜」及び「ハーリーの場」については作業ヤードの施工により消失することから、以下のとおり環境保全措置を講じることとします。

- ・周辺自治体等との協議を行い、伝統的な行事及び祭礼等の場の移動先について検討を実施します。

2) 環境影響の回避・低減の検討

調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、以下の(a)及び(b)に示すとおり、工事の実施による歴史的・文化的環境に及ぼす影響については、事業者の実行可能な範囲内で最大限の回避・低減が図られているものと評価しました。

(a) 文化財等・埋蔵文化財包蔵地・御嶽や拝所等

土地改変による文化財等、御嶽や拝所等の消失・損傷等はなく、埋蔵文化財包蔵地については、代替施設本体区域内に「大又遺跡」及び「思原長佐久遺物散布地」がありますが、名護市が実施した調査の結果により先史時代の遺跡を示す遺物包含層は確認されていないことから、造成等の施工による影響はないものと考えています。今後、埋蔵文化財等が確認された場合は、法令に基づき、名護市教育委員会と協議の上、記録保存等の適切な対策を講じることとしました。

また、工事用仮設道路への遮音壁の設置、速度制限や運行管理など、適切な対策を講じることにより、資機材運搬車両等の運行に伴う振動による環境の変化は小さく、文化財等、埋蔵文化財包蔵地、御嶽や拝所等の損傷等の影響はないものと考えられることから、事業者の実行可能な範囲内で最大限の回避・低減が図られているものと評価しました。

(b) 伝統的な行事及び祭礼等の場等

作業ヤードの施工により、伝統的な行事及び祭礼等の場である「松田の浜」、「東松根前の浜」、「ハーリーの場」は消失することから、伝統的な行事及び祭礼等の場の保全を目標として環境保全措置の検討を行なった結果、周辺自治体等との協議を行い、これらの場の移動先について検討を実施することとしました。この環境保全措置により、伝統的な行事及び祭礼等への影響を低減する効果が期待されます。資機材運搬車両等の運行による影響については、工事用仮設道路への遮音壁の設置、速度制限や運行管理など、適切な対策を講じることにより騒音・振動による環境の変化は小さく、伝統行事や祭事を優先させ、行事及び祭事期間中は行事及び祭礼等の場への移動経路の確保及び交通安全対策を行うことによりアクセス状況の変化は小さいものと考えられることから、事業者の実行可能な範囲内で最大限の回避・低減が図られているものと評価しました。

(2) 国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価

1) 環境保全の基準又は目標

沖縄県が平成 15 年 4 月に策定した沖縄県環境基本計画によると、以下の表に示す環境配慮指針及び環境配慮事項が定められています。表-6. 22. 3. 1. 1 に示した内容を環境保全の基準又は目標とします。

表-6. 22. 3. 1. 1 沖縄県環境基本計画による環境配慮指針及び環境配慮事項

飛行場の設置又は変更の事業における環境配慮指針	<ul style="list-style-type: none">・貴重な自然や文化財等に影響を及ぼす立地は避けるよう努める。・周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。
沖縄島北部圏域における環境配慮事項	<ul style="list-style-type: none">・開発事業においては、景観の悪化を起こさないよう、事業実施の場所、規模、工法等について細心の注意を払う。・街並みや集落景観の維持・向上に努める。

2) 環境保全の基準又は目標との整合性

調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、沖縄県環境基本計画の「事業別環境配慮指針」における「飛行場の設置又は変更の事業」、また「圏域別配慮指針」における「沖縄島北部圏域」に記載されている環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価しました。

6.22.3.2 施設等の存在及び供用

(1) 環境影響の回避・低減に係る評価

1) 環境保全措置の検討

調査及び予測の結果を踏まえると、「松田の浜」及び「ハーリーの場」や「東松根前の浜」の場所から、作業ヤード跡地が眺望可能であり、眺めの状況が変化することとなり、伝統行事や祭礼等の活動を支える環境が変化するものと考えられました。このことから、以下のとおり環境保全措置を講じることとしました。

・辺野古地先水面作業ヤード跡地は、緑化対策等を行うなどの修景に努めます。

2) 環境影響の回避・低減の検討

調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、以下に示すとおり、施設等の存在及び供用による歴史的・文化的環境に及ぼす影響については、事業者の実行可能な範囲内で最大限の回避・低減が図られているものと評価しました。

飛行場及びその施設の存在に伴う文化財等、御嶽や拝所等からの眺めの状況の変化はないか、小さいものとなっており、アクセス特性の変化もありません。

航空機の運航により、「トゥングワ」や「ハーリーの場」「松田の浜」(辺野古区・豊原区)などの伝統行事や祭礼等の場について、航空機騒音が70WECPNL以上となり、伝統行事や祭礼等の場を支える環境が変化するものと考えています。当該地域には航空機騒音に係る環境基準の類型指定はありませんが、行事及び祭礼等の場は、専ら住居の用に供される地域(I類型)ではなく、通常的生活を保全する必要がある地域(II類型)であり、II類型の基準は75WECPNLあることと、ここでの航空機騒音がこれを下回っていることから、伝統的な行事及び祭礼等の活動への影響は小さいものと予測されました。このため、環境保全措置を講じる必要はないものと考えています。

辺野古地先水面作業ヤード跡地の存在に伴い、「松田の浜」及び「東松根前の浜」、「ハーリーの場」の移動先からの眺めの状況が変化することから、眺めの状況の保全を目標として環境保全措置の検討を行なった結果、「6.20.2.2 景観施設等の存在及び供用」で示したとおり、辺野古地先水面作業ヤード跡地の緑化対策等を行うなどの修景を実施することとしました。この環境保全措置により伝統行事や祭礼等の場を支える環境の変化を低減する効果が期待されます。

(2) 国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価

1) 環境保全の基準又は目標

沖縄県が平成 15 年 4 月に策定した沖縄県環境基本計画によると、以下の表に示す環境配慮指針及び環境配慮事項が定められています。表-6.22.3.2.1 に示した内容を環境保全の基準又は目標とします。

表-6.22.3.2.1 沖縄県環境基本計画による環境配慮指針及び環境配慮事項

飛行場の設置又は変更の事業における環境配慮指針	<ul style="list-style-type: none">・貴重な自然や文化財等に影響を及ぼす立地は避けるよう努める。・周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する。
沖縄島北部圏域における環境配慮事項	<ul style="list-style-type: none">・開発事業においては、景観の悪化を起ささないよう、事業実施の場所、規模、工法等について細心の注意を払う。・街並みや集落景観の維持・向上に努める。

2) 環境保全の基準又は目標との整合性

調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、沖縄県環境基本計画の「事業別環境配慮指針」における「飛行場の設置又は変更の事業」、また「圏域別配慮指針」における「沖縄島北部圏域」に記載されている環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価しました。